

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	改正金融商品取引法の施行に伴う所要の措置（実特法における報告金融機関等の範囲の拡大）											
税 目	—											
要 望 の 内 容	<p>「海外投資家等特例業務」及び「移行期間特例業務」を行う者並びにこれらの者に財産の運用を委託している会社等を、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律における報告金融機関等の範囲に加えること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">平年度の減収見込額</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">（制度自体の減収額）</td> <td style="padding: 2px;">（</td> <td style="padding: 2px;">— 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">（改正増減収額）</td> <td style="padding: 2px;">（</td> <td style="padding: 2px;">— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 —</p> <p>(2) 施策の必要性 —</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	—
		政策の 達成目標	—
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
		同上の期間 中の達成 目標	—
		政策目標の 達成状況	—
	有 効 性	要望の 措置の 適用見込み	—
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—
要望の措置 の妥当性		—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	初	